

グループホーム にこにこ館 施設利用料金表(3割)

令和6年6月改正

◎ 1日当たりの介護保険自己負担額

項目		介護予防	認知症対応型共同生活介護				
		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数		2,247	2,259	2,364	2,436	2,484	2,535
加算	医療連携体制加算Ⅰ(ハ) ※1	—	111	111	111	111	111
	認知症専門ケア加算(Ⅰ) ※2	9	9	9	9	9	9
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※3	66	66	66	66	66	66
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※4	432	455	474	488	497	506
介護保険単位数		2,754	2,900	3,024	3,110	3,167	3,227

※1 介護予防の要支援2の方には、加算されません。

※2 認知症専門ケア加算(Ⅰ)介護保険の医師の意見書に於いて認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の加算です。

※4 (※1+※2+※3)×0.186 (注)下記の加算が算定される場合、全て加算された単位数×18.6%

[その他加算]

◎ 初期加算

入居日より起算して30日まで、1日90単位算定されます。

◎ 科学的介護推進体制加算

入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出するとともに、上記の情報を活用しサービス計画の見直しを行っている場合1月につき120単位算定されます。

◎ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

ICT機器等を導入した上で生産性向上に資する委員会を設置しその取組の実績を厚生労働省に提出している場合1月につき30単位算定されます。

◎ 入院時費用

病院へ入院した場合、1日738単位を1月に6日を限度として算定されます。

◎ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

リハビリテーション実施している事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士より生活機能向上を目的とした身体状況等の評価による計画書を作成した場合、1月につき600単位算定されます。

◎ 看取り介護加算

死亡日以前31日以上45日以下 1日216単位
死亡日以前4日以上30日以下 1日432単位
死亡日の前日及び前々日 1日2040単位 死亡日 1日3840単位 算定されます。

◎ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方を受け入れ、そのニーズに応じたサービスを実施した場合に、1日360単位算定されます。

◎ 退居時相談援助加算

退居後の入居者様に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に、1回に限り1200単位算定されます。

◎ 1日当たりの利用料金表

項目		介護予防	認知症対応型共同生活介護				
		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険単位数		2,754	2,900	3,024	3,110	3,167	3,227
家賃		944	944	944	944	944	944
食材費		1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
水道光熱費 (冬期間(10月～3月)暖房費として1日あたり80円追加となります)		600	600	600	600	600	600
利用料金		5,478	5,624	5,748	5,834	5,891	5,951

◎ 1月につき算定される加算

科学的介護推進体制加算	120	120	120	120	120	120
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	30	30	30	30	30	30

1か月の利用料の目安 (30日)	164,515	168,891	172,627	175,189	176,897	178,711
1か月の利用料の目安 (31日)	169,993	174,515	178,375	181,022	182,787	184,662

※水道光熱費の料金設定

灯油、電気、浄化槽管理費より料金の設定をしています。実情に応じて、水道光熱費の見直しを行うこととします。

※医療機関受診費・排泄に関する物品費・インフルエンザ予防ワクチン費・理美容費・家政婦協会へ家政婦を依頼した場合の費用・クリーニング費用等は自己負担となります。

※入院時の居室確保

入院となった場合、2週間を限度とし居室確保することができます。確保期間中は、家賃・光熱費を1日につき1544円(冬期間は1624円)頂くこととなります。